

## 佐倉市社会福祉法施行細則(案)

### (趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)の施行に関し、法、社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)及び社会福祉法施行規則(昭和26年厚生省令第28号。以下「施行規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (設立の認可等)

第2条 施行規則第2条第1項に規定する申請書は、社会福祉法人設立認可申請書(別記様式第1号)とする。

2 市長は、法第32条の規定により認可したときは、社会福祉法人設立認可通知書(別記様式第2号)により申請者に通知するものとする。

3 施行規則第2条第4項の規定による報告は、社会福祉法人財産移転完了報告書(別記様式第3号)により行うものとする。

### (定款の変更の認可)

第3条 施行規則第3条第1項に規定する申請書は、社会福祉法人定款変更認可申請書(別記様式第4号)とする。

2 市長は、法第43条第2項において準用する法第32条の規定により認可したときは、社会福祉法人定款変更認可通知書(別記様式第5号)により申請者に通知するものとする。

### (定款の変更の届出)

第4条 施行規則第4条第2項において読み替えて準用する施行規則第3条第1項に規定する届出書は、社会福祉法人定款変更届(別記様式第6号)とする。

### (解散の認可又は認定)

第5条 施行規則第5条第1項に規定する申請書は、社会福祉法人解散認可(認定)申請書(別記様式第7号)とする。

2 市長は、法第46条第2項に規定する認可又は認定をしたときは、社会福祉法人解散認可(認定)通知書(別記様式第8号)により申請者に通知するものとする。

### (解散の届出)

第6条 法第46条第3項の規定による届出は、社会福祉法人解散届(別記様式第9号)により行うものとする。

### (合併の認可)

第7条 施行規則第6条第1項に規定する申請書は、社会福祉法人合併認可申請書(吸収合併用)(別記様式第10号)又は社会福祉法人合併認可申請書(新設合併用)(別記様式第11号)とする。

記様式第11号)とする。

- 2 市長は、法第49条第3項において準用する法第32条の規定により認可したときは、社会福祉法人合併認可通知書(別記様式第12号)により申請者に通知するものとする。

(現況報告書)

- 第8条 施行規則第9条第2項に規定する現況報告書は、社会福祉法人現況報告書(別記様式第13号)とする。

(補則)

- 第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別記

- 様式第1号 社会福祉法人設立認可申請書
- 様式第2号 社会福祉法人設立認可通知書
- 様式第3号 社会福祉法人財産移転完了報告書
- 様式第4号 社会福祉法人定款変更認可申請書
- 様式第5号 社会福祉法人定款変更認可通知書
- 様式第6号 社会福祉法人定款変更届
- 様式第7号 社会福祉法人解散認可(認定)申請書
- 様式第8号 社会福祉法人解散認可(認定)通知書
- 様式第9号 社会福祉法人解散届
- 様式第10号 社会福祉法人合併認可申請書(吸収合併用)
- 様式第11号 社会福祉法人合併認可申請書(新設合併用)
- 様式第12号 社会福祉法人合併認可通知書
- 様式第13号 社会福祉法人現況報告書